

令和8年議案第6号

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年1月30日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施の基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認が義務付けられたため、一部改正をする必要があるからであります。

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 法第47条の5第4項に規定する基本的な方針は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> |